

KANA CREATIVE YOGA

単位制 RYT200 入学必要書類

- ① 入学申込書 1部
- ② 身分証明書のコピー 1部
- ③ 免責同意書/受講承諾書 2部（生徒様控え・当校控え）
- ④ 分割払い契約書 2部（受講生控え・当校控え）

※④は、分割払い（24回）の方のみ、ご提出ください。

※全ての書類シャチハタ不可

以上を下記住所宛にご送付ください。

〒300-3253

茨城県つくば市大曾根 4086-7 Yoga Studio ayus

合同会社 KANA CREATIVE YOGA RYS200 入学書類係

受理できましたら、E-mailでご連絡させていただきます。

1週間以上経過しても連絡がない場合は、お手数ですがお問合せください。

書類確認後、受講料を1週間以内にお支払いとなります。

テキストは、ご入学初日の講座にて配布させていただきます。

ご入学初日のご予約は、お支払い後から可能となります。ウェブのスケジュール予約ページからご予約ください。

その他、ご不明な点はウェブサイトからお問合せください。

<http://ayusyoga.net>

KANA CREATIVE YOGA 単位制 RYT200 入学申込書

記入日 年 月 日

ふりがな

氏名 (男・女)

ローマ字 (アライアンス申請の際、ディプロマ記載の表記と同一の必要あり)

ふりがな

現住所 〒

電話番号

携帯番号

緊急連絡先

e-mail アドレス

生年月日 西暦 年 月 日

身分証明書コピー添付(※現住所記載のものを提出) 印

免許証 ・ 保険証 ・ マイナンバーカード ・ パスポート

受講料お支払い方法

1 回払い ・ 2 回払い ・ 24 回払い

■ 当校スタッフ記入欄 ■ 登録 No.

ご入金日 (初回) 年 月 日 / 卒業期日 年 月 日

KANA CREATIVE YOGA 免責同意書・受講承諾書

私『 』（以下、受講生と称する）は、合同会社 KANA CREATIVE YOGA（以下、当校と称する）が提供する講座及びヨガレッスンに参加するにあたり、下記の条件に従うことを誓います。

1. 当校の講座及びヨガレッスンに参加する際は、自己の責任内で参加し、安全に注意を払い、自己の限界を超えない範囲で参加することを承諾します。
2. 受講生の健康状態は現在良好であり、講座及びヨガレッスン参加に何ら問題ないことを認めます。
3. 既に、アレルギー体質、負傷中、疾病中、妊娠中、先天的あるいは後天的な理由で、身体機能の一部に障害をお持ちの方は、主治医の承諾の下、講座及びヨガレッスン参加時に当校主催者に申告することとする。
4. 本契約の第3条に該当される場合は、事前に主治医に相談し、自己の責任によって講座及びヨガレッスン参加に何ら問題ないこと、また体調管理を行うことを認めます。
5. 本契約の第3条に該当される場合、緊急時に知っておいてほしい応急処置は、必ず事前に当校主催者に申告します。
6. ヨガは、治療や診断を目的とした医療行為とは異なり、心身共に健康を得る効果が期待できるものであることを理解し、アレルギー体質、疾患、負傷、疾病などの治療目的で参加しないことを承諾します。
7. 万一、講座中及びヨガレッスン中に体調などの異常が生じた際は、直ちに参加を中断し、当校主催者講師に報告することとする。
8. 万一、講座及びヨガレッスン中に負傷、疾患などが発生し、罹病した場合、後遺症が発生した場合、死亡した場合についても、自己の責任としその原因のいかんに関わらず講座関係者に対する一切の責任を問わないことを承諾します。
9. 万一、講座及びヨガレッスン中に負傷や疾病などが発生した場合、医師及び講座関係者が応急処置を施すことを承諾し、その応急処置の結果に異議を唱えないことを承諾します。
10. 当校は、全米ヨガアライアンス (Yoga Alliance) の認定校です。ヨガアライアンスの規定に沿ったカリキュラムを提供します。尚、ヨガアライアンスの規定変更が生じた際は、その規定に基づき、カリキュラムを変更する場合がございます。
11. 受講料をお支払いされた方のみ、講座に参加できます。
12. 講座は時間厳守とし、遅刻、早退は基本認めません。何らかの理由により、遅刻・早退が発生する場合は、最終受講期限内に次のクールを受講します。
13. お支払い済みの受講料の返金請求をしません。

14. 受講費を受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間は、クーリングオフ制度を適用する。その場合、振込み手数料は受講生の負担とする。講座の受講がスタートした場合、如何なる理由でも返金はいたしません。
15. 受講料の分割支払いの場合、支払い遅延は講座に参加できなくなります。遅延金年 10%と分割支払金をお支払い後、再開できます。尚、最大お支払い期限は 2 年以内とする。
16. 分割払いが 2 回滞納した場合、受講生及び連帯保証人が残金の支払いを 1 括でする。また、遅延金年 10%と残金を 1 か月以内に支払うこととする。
17. 認定書は、全支払い完了後の発行とします。全講座が終了しても、お支払いが済んでいない場合は如何なる理由でも発行致しかねます。
18. 講座受講期限は、ご入金日から 3 年以内となります。課題提出の期限も同様となります。
19. 受講期限の満期が過ぎた場合、DAY1 あたり ¥16,500 (座学、実技どちらか片方の場合 ¥8,250) で受講可能とする。尚、認定書の発行も同料金 (¥16,500) とする。
20. 受講料は、消費税率変更に伴い、料金を改定することもあります。
21. 当校が有するレッスン内容や教材の著作権や映像権を侵害せず、また教材の転用及び複写、写真やビデオ制作・放送しません。
22. 当校の講座及びレッスンの録音・録画を禁じます。
23. 本契約の第 21 条、第 22 条に違反した場合、受講生は当校に対して、直ちに罰金 ¥1,000,000 を支払うものとする。別途、損害賠償金を妨げない。
24. 受講生が契約内容に違反した場合、不適切と思われる行為を行った場合、退学措置とします。受講料の分割支払いの場合は、残金の支払いを 1 括でする。
25. 当校の講座及びレッスン参加によって、生じた損失・損害について、主催者・開催会場・当校関係者に対して、法的過失のない場合には訴訟しないことを署名し、誓約致します。また、受講生及び受講生の相続者・代理人もこの免責同意書並び受講承諾書に拘束されることを同意いたします。
26. 暴力団関係者、感染者、ビジネス勧誘に当校を利用する方、他の受講生に迷惑をかける方、営利目的でテキストの転用や貸し出し目的の方は、ご入会を出来かねます。
27. 受講生が入学時に記載した内容に変更があった場合、速やかに書面にて変更手続きを行わなければなりません。
28. 受講生が当校講座やレッスン利用の際に、生じた盗難・紛失・破損は、一切損害賠償・補償の責任を負いません。
29. プライバシーポリシーについて、取得した個人情報は、講座運営やレッスン参加目的として定める範囲内において使用します。また、法的正当な理由がある場合を除き、如何なる理由があっても、第三者に個人情報が開示・利用されることはありません。
30. 気象・災害・事故により講座を休講・閉鎖する場合は、ウェブサイトにて告知致します。

<当校控え>

KANA CREATIVE YOGA 免責同意書・受講承諾書

私『
』(以下、受講生と称する)は、合同会社 KANA CREATIVE YOGA (以下、当校と称する)が提供する講座及びヨガレッスンに参加するにあたり、下記の条件に従うことを誓います。

1. 当校の講座及びヨガレッスンに参加する際は、自己の責任内で参加し、安全に注意を払い、自己の限界を超えない範囲で参加することを承諾します。
2. 受講生の健康状態は現在良好であり、講座及びヨガレッスン参加に何ら問題ないことを認めます。
3. 既に、アレルギー体質、負傷中、疾病中、妊娠中、先天的あるいは後天的な理由で、身体機能の一部に障害をお持ちの方は、主治医の承諾の下、講座及びヨガレッスン参加時に当校主催者に申告することとする。
4. 本契約の第3条に該当される場合は、事前に主治医に相談し、自己の責任によって講座及びヨガレッスン参加に何ら問題ないこと、また体調管理を行うことを認めます。
5. 本契約の第3条に該当される場合、緊急時に知っておいてほしい応急処置は、必ず事前に当校主催者に申告します。
6. ヨガは、治療や診断を目的とした医療行為とは異なり、心身共に健康を得る効果が期待できるものであることを理解し、アレルギー体質、疾患、負傷、疾病などの治療目的で参加しないことを承諾します。
7. 万一、講座中及びヨガレッスン中に体調などの異常が生じた際は、直ちに参加を中断し、当校主催者講師に報告することとする。
8. 万一、講座及びヨガレッスン中に負傷、疾患などが発生し、罹病した場合、後遺症が発生した場合、死亡した場合についても、自己の責任としその原因のいかんに関わらず講座関係者に対する一切の責任を問わないことを承諾します。
9. 万一、講座及びヨガレッスン中に負傷や疾病などが発生した場合、医師及び講座関係者が応急処置を施すことを承諾し、その応急処置の結果に異議を唱えないことを承諾します。
10. 当校は、全米ヨガアライアンス (Yoga Alliance) の認定校です。ヨガアライアンスの規定に沿ったカリキュラムを提供します。尚、ヨガアライアンスの規定変更が生じた際は、その規定に基づき、カリキュラムを変更する場合もございます。
11. 受講料をお支払いされた方のみ、講座に参加できます。
12. 講座は時間厳守とし、遅刻、早退は基本認めません。何らかの理由により、遅刻・早退が発生する場合は、最終受講期限内に次のクールを受講します。
13. お支払い済みの受講料の返金請求をしません。

14. 受講費を受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間は、クーリングオフ制度を適用する。その場合、振込み手数料は受講生の負担とする。講座の受講がスタートした場合、如何なる理由でも返金はいたしません。
15. 受講料の分割支払いの場合、支払い遅延は講座に参加できなくなります。遅延金年 10%と分割支払金をお支払い後、再開できます。尚、最大お支払い期限は 2 年以内とする。
16. 分割払いが 2 回滞納した場合、受講生及び連帯保証人が残金の支払いを 1 括でする。また、遅延金年 10%と残金を 1 か月以内に支払うこととする。
17. 認定書は、全支払い完了後の発行とします。全講座が終了しても、お支払いが済んでいない場合は如何なる理由でも発行致しかねます。
18. 講座受講期限は、ご入金日から 3 年以内となります。課題提出の期限も同様となります。
19. 受講期限の満期が過ぎた場合、DAY1 あたり ¥16,500 (座学、実技どちらか片方の場合 ¥8,250) で受講可能とする。尚、認定書の発行も同料金 (¥16,500) とする。
20. 受講料は、消費税率変更に伴い、料金を改定することもあります。
21. 当校が有するレッスン内容や教材の著作権や映像権を侵害せず、また教材の転用及び複写、写真やビデオ制作・放送しません。
22. 当校の講座及びレッスンの録音・録画を禁じます。
23. 本契約の第 21 条、第 22 条に違反した場合、受講生は当校に対して、直ちに罰金 ¥1,000,000 を支払うものとする。別途、損害賠償金を妨げない。
24. 受講生が契約内容に違反した場合、不適切と思われる行為を行った場合、退学措置とします。受講料の分割支払いの場合は、残金の支払いを 1 括でする。
25. 当校の講座及びレッスン参加によって、生じた損失・損害について、主催者・開催会場・当校関係者に対して、法的過失のない場合には訴訟しないことを署名し、誓約致します。また、受講生及び受講生の相続者・代理人もこの免責同意書並び受講承諾書に拘束されることを同意いたします。
26. 暴力団関係者、感染者、ビジネス勧誘に当校を利用する方、他の受講生に迷惑をかける方、営利目的でテキストの転用や貸し出し目的の方は、ご入会を出来かねます。
27. 受講生が入学時に記載した内容に変更があった場合、速やかに書面にて変更手続きを行わなければなりません。
28. 受講生が当校講座やレッスン利用の際に、生じた盗難・紛失・破損は、一切損害賠償・補償の責任を負いません。
29. プライバシーポリシーについて、取得した個人情報は、講座運営やレッスン参加目的として定める範囲内において使用します。また、法的正当な理由がある場合を除き、如何なる理由があっても、第三者に個人情報が開示・利用されることはありません。
30. 気象・災害・事故により講座を休講・閉鎖する場合は、ウェブサイトにて告知致します。

<受講生控え>

分割払い契約書

年 月 日

1. 全米ヨガアライアンス単位制 RYT200 ヨガインストラクター養成講座受講料金 ¥550,000 (税込み、事務手数料込み)の支払いを乙の「
」(以下、乙という)が初回 ¥90,000、
2 回目以降毎月 ¥20,000 の計 24 回分割払いを甲の合同会社 KANA CREATIVE YOGA (以下、甲という)に支払います。
2. 口座手続き完了までの2カ月間は指定口座へ振り込みとする。その際の振込み手数料は乙が負担する。
3. 口座手続き完了後の3カ月目の 年 月 日より、毎月27日の口座引き落としとなる。27日が土日、祝日の場合は翌営業日とする。
4. 何らかの理由で支払いが遅れた場合は、月の支払いが再開されるまで、講座への参加は出来ません。再開する場合は、指定口座へ振り込みする。その際の振込み手数料は乙が負担する。
5. 乙の支払い遅延が発生し、2カ月以上支払いが再開されない場合、返済終了予定日までに違約金と残金を支払うものとする。この時点で未払いが発生した場合、未払い残金について年10%の利息が発生します。
6. 支払い遅延の場合、振込み完了した後、乙は甲に講座再開希望の意思をメール連絡し伝える。甲が振込み確認後、乙は講座再開ができるものとする。
7. 乙は住所、勤務先、電話番号の変更があった際は、速やかに連絡し、変更届を甲へ提出する。
8. 返済終了予定日は、 年 月 日とする。
9. 返済が完了するまで、認定書の発行はしません。

以上

上記内容について、承諾しました。

乙 住所

氏名

㊞

連帯保証人住所

連帯保証人氏名

㊞

甲 茨城県つくば市大曾根 4086-7Yoga Studio ayus

合同会社 KANA CREATIVE YOGA 代表 岩崎 加奈子 ㊞

<当校控え>

分割払い契約書

年 月 日

1. 全米ヨガアライアンス単位制 RYT200 ヨガインストラクター養成講座受講料金 ¥ 550,000 (税込み、事務手数料込み)の支払いを乙の「
」(以下、乙という)が初回 ¥ 90,000、
2 回目以降毎月 ¥ 20,000 の計 24 回分割払いを甲の合同会社 KANA CREATIVE YOGA (以下、甲という)に支払います。
2. 口座手続き完了までの2カ月間は指定口座へ振り込みとする。その際の振込み手数料は乙が負担する。
3. 口座手続き完了後の3カ月目の 年 月 日より、毎月27日の口座引き落としとなる。27日が土日、祝日の場合は翌営業日とする。
4. 何らかの理由で支払いが遅れた場合は、月の支払いが再開されるまで、講座への参加は出来ません。再開する場合は、指定口座へ振り込みする。その際の振込み手数料は乙が負担する。
5. 乙の支払い遅延が発生し、2カ月以上支払いが再開されない場合、返済終了予定日までに違約金と残金を支払うものとする。この時点で未払いが発生した場合、未払い残金について年10%の利息が発生します。
6. 支払い遅延の場合、振込み完了した後、乙は甲に講座再開希望の意思をメール連絡し伝える。甲が振込み確認後、乙は講座再開ができるものとする。
7. 乙は住所、勤務先、電話番号の変更があった際は、速やかに連絡し、変更届を甲へ提出する。
8. 返済終了予定日は、 年 月 日とする。
9. 返済が完了するまで、認定書の発行はしません。

以上

上記内容について、承諾しました。

乙 住所

氏名

㊞

連帯保証人住所

連帯保証人氏名

㊞

甲 茨城県つくば市大曾根 4086-7Yoga Studio ayus

合同会社 KANA CREATIVE YOGA 代表 岩崎 加奈子

㊞